

仙北市ふるさと就職応援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、仙北市内に居住する市内就職者に仙北市ふるさと就職応援金（以下「応援金」という。）を交付することにより、市内への移住定住を促すとともに、市内企業の雇用の安定と活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、各号に定めるところによる。

- (1) 一般就職者 市内の事業所等に正社員として就職するとともに、市内に住所を有する50歳未満の者をいう。
- (2) 新規学卒者等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は専門知識及び技術を習得するための専門学校等を卒業した者で、当該学校を卒業した日から1年以内に市内の事業所等に正社員として就職し、かつ、市内に住所を有する30歳未満の者をいう。

(応援金交付対象者)

第3条 応援金交付の対象となる者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 申請日現在において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録がされており、現に居住していること。
- (2) 対象者が市税、使用料及び手数料等を滞納していないこと。
- (3) 対象者が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定するもの）若しくは地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定するもの）に就職した者でないこと。
- (4) 個人事業者（ただし、農林漁業を除く。）又は中小企業者及び小規模企業者（中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条第1項及び第5項に規定するもの）、社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定するもの）、医療法人（医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定するもの）に就職した者であること。
- (5) 世帯員全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でないこと。
- (6) 世帯員に外国人を含む場合は、当該外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令に基づき、日本国に永住権

を有している者であること。

- (7) 一般就職者については、公共職業安定所を通して採用された者であること。ただし、県外から転入し、1年以内に就職した場合はこの限りでない。

(応援金の額等)

第4条 応援金として次に定める額を交付する。

- (1) 一般就職者 50,000円
- (2) 新規学卒者等 100,000円

(交付の申請及び決定)

第5条 応援金の交付を受けようとする者は、応援金交付申請書(様式第1号)に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、以前交付を受けた者が再度申請することはできない。

- (1) 住民票
- (2) 在職証明書(様式第2号)
- (3) 労働条件通知書(雇用通知書)の写し
- (4) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し(中小企業者のみ)
- (5) 卒業を証明する書類(新規学卒者等のみ)
- (6) 公共職業安定所が交付する交付対象者に係る紹介状の写し(県外から転入後1年以内に就職した者は除く)
- (7) 納税証明書(一般就職者のみ)
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、就職後同一事業所において6ヶ月を経過した日から3ヶ月以内に申請をすることとする。

3 市長は、第1項の申請書の内容を審査した上で応援金の交付を決定するとともに、応援金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(応援金の請求)

第6条 市長に対する応援金の請求は、応援金請求書(様式第4号)によらなければならない。

(応援金の返還命令)

第7条 市長は、応援金の交付決定を受けた者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、その交付の決定を取り消すとともに、交付した応援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、災害その他特別な事由により市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 第3条に規定する資格要件等に変更や虚偽の内容が認められたとき。
- (2) その他不正な手段によって応援金の交付を受けたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。